

広島大学 高等教育研究開発センター 大学論集
第 38 集 (2006年度) 2007年 3月発行：159-170

法科大学院の理想と現実

—法学教育の発展を阻害する既得権益保護の姿勢—

田 中 正 弘

法科大学院の理想と現実

—法学教育の発展を阻害する既得権益保護の姿勢—

田中正弘*

はじめに

2004年4月に新しい法曹（判事，検事，弁護士の総称）養成機関である「法科大学院」の制度が日本で発足した。法科大学院を中核とするこの新しい制度は，終戦以来の法曹養成の抜本的改革として期待された。しかし発足僅か1年にして，残念ながら法科大学院の制度には現在様々な問題点が露呈している。

本稿は，これらの問題点を詳細に描出し，そして既存法学部（学士課程）の存続，法学系伝統大学の名声確保など，既得権益を保つための政策によって法科大学院の理想と現実の間に齟齬が生じた結果，法科大学院の初期構想を遵守しようとした機関がその存亡の危機に立たされていることを論じる。

本稿は三つの節，（1）法曹養成の旧制度，（2）法科大学院の理想と現実，（3）まとめ（法学教育の発展を阻害する人為的壁の撤去を）によって構成される。では次節において，日本の改革以前の法曹養成制度と，その問題点について叙述しよう。

1. 法曹養成の旧制度

法科大学院が誕生する以前の法曹養成は，法曹の有資格者の大半が大学の法学部（学士課程）出身であることから，法学部で行われてきたといえる。ただしこのことは，大学の法学部を卒業しなければ法曹の資格を得ることができなかったということの意味するわけではない。何故なら，法曹資格の必須要件である司法試験の受験機会は，法学部卒業者以外にも広く開かれていたからである。それどころか，司法試験には学歴・年齢の制限すらなかった。事実，大変優秀な学生の中には，大学在学中に司法試験に合格したものもいる。とはいえ，この試験に合格することは容易なことではない。2002年の場合，41,459名の受験者の内，合格者数は1,183名で，その合格率は2.85%となる。この低すぎる合格率はここ30年間，殆ど変動しなかった。合格者の平均年齢は27.57歳で，受験開始から3年以内の合格者の比率は38.4%だった。司法試験が日本最難関の競争試験といわれる所以である。

この過当競争による弊害は，様々な形で指摘されてきた。例えば，1999年7月に内閣直属の臨時審議会として設置された司法制度改革審議会は，2001年6月12日に提出した最終意見書において，

* 広島大学高等教育研究開発センター COE研究員

「現行の司法試験は開かれた制度としての長所を持つものの、合格者数が徐々に増加しているにもかかわらず、(受験者数も平行して漸増している)依然として受験競争が厳しい状態にあり、受験者の受験技術優先の傾向が顕著となってきた。…(このため、)学生が受験予備校に大幅に依存する傾向が著しくなり、『ダブルスクール化』、『大学離れ』といわれる状況を招いており、法曹となるべき者の資質の確保に重大な影響を及ぼすに至っている」(2001: 61)と指摘している。

予備校は主に試験の合格に必要な暗記知識と解答技法を、詰め込み式で講義している。多くの司法試験合格者がこのような予備校の出身者であったことを鑑みると、日本の法曹養成機関は大学というより予備校であった、という皮肉も成り立つ。実際、日本の大学は法曹養成機関としては不満足な内容だった。司法制度改革審議会も下記のように同様の言及をしている。

これまでの大学における法学教育は、基礎的教養教育の面でも法学専門教育の面でも必ずしも十分なものとは言えなかった上、学部段階では一定の法的素養を持つ者を社会の様々な分野に送り出すことを主な目的とし、他方、大学院では研究者の養成を主たる目的としてきたこともあり、法律事務との乖離が指摘されるなど、プロフェッションとしての法曹を養成するという役割を適切に果たしてきたとは言い難いところがある(2001: 61)。

この言及に関連して、司法試験合格者は最高裁判所管轄の司法研修所で事務技能訓練を受けることを義務づけられていることから、この司法研修所が法曹養成におけるプロフェッショナル・スクールの役割を担ってきたと主張する者も多数いる(広渡 2005)。しかし、早野貴文の説明によれば、「司法修習は、本来は法律事務のための職業訓練(training)の過程であり、そこで行われる訓練の性質は、見習制度(apprenticeship system)のそれである。それは熟練工(経験豊富な実務法曹)の傍らにいてその職業上の技能を実習生(司法修習生)が見習う、という世界である。司法修習生は、少ない時間を割いて弁護士・検察官・裁判官の『指導』のもとに現に進行中の事件で使われるべき書面の『起案』をする。『起案』は修習ことに実務修習の重要な部分を占める」(2003: 70-1)。司法研修所での修習はあくまで、各種文書の起案練習を中心とした事務技能の訓練期間であるのならば、日本には体系的な法学教育を受けられるプロフェッショナル・スクールは存在しなかった、という方が的を射ているであろう。宮澤節生(2003)の言葉を借りれば、

日本の法曹志望者が共通に受けてきた法学教育は、司法試験対策としての受験法学にすぎません。その内容は司法試験がカバーする六科目の筆記試験対策が中心であり、たとえばアメリカのロースクールにみられるような、法律基本科目から基礎法学や先端的科目を経てクリニックにいたるような、幅も深みも持っていません。日本の法曹志望者達は、他の先進国に例をみない貧困な教育で満足することを余儀なくされてきたのです(2003: 15-6)。

日本における法曹養成教育は当時、その質の貧困さ以外に、その量も問題化していた。何故なら、1997年の時点で法曹1人当たりの日本国民の数は約6,300人であるのに対し、アメリカが約290人、

イギリスが約710人、ドイツが約740人、フランスが約1,640人と、他国の遙か後塵を拝していたためである。この点の改善に関し、司法制度改革審議会は、法曹人口を4倍にする目標を設定した。すなわち、2004年の司法試験合格者数を1,500名まで増やし、以後その数を2010年までに3,000名へ著増させることを提唱したのである(2001: 57)。

結論として、司法制度改革審議会は、日本における法曹養成教育の量を拡大させ、かつ質を向上させる制度の構築のために、「司法試験という『点』のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成制度を新たに整備すべきである。その中核を成すものとして、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院を設けるべきである」(2001: 61)と提言している。

次節では、この審議会が主唱した法科大学院の初期構想について縷述しよう。

2. 法科大学院の理想と現実

本節では、司法制度改革審議会の法科大学院に関する初期構想の中でも、法科大学院が誕生した2004年4月までに、廃案になったものや歪んだ解釈が与えられたものを中心に引用する。そして、その初期構想が徐々に歪められていった理由として、①既存法学部を存続させるため、②新規参入を阻害するため、③非伝統的大学の法科大学院を排除するため、という3つの既得権益保護の観点から持論を展開し、それらの論証をここで試みたい。

(1) 既存法学部を存続させるため

本稿は、既存法学部を存続させるという既得権益保護の目的から、司法制度改革審議会の初期構想は、その起草の段階、および設置基準案の作成段階の二つの段階で歪められたと考える。

法科大学院の理想が初期構想の起草段階で歪められた形跡は、法科大学院の標準修業年限に関する改革審議会の意見書の記述の中に見られる。その記述とは、「標準修業年限は3年とし、併せて、法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると法科大学院が認める者(法学既習者。法学部出身者であると否とを問わない。)については、短縮型として2年での修了を認めることとすべきである」(2001: 65)である。審議会は同意見書において、「法科大学院は、司法が21世紀の我が国社会において期待される役割を十全に果たすための人的基盤を確立することを目的とし、司法試験、司法修習と連携した基幹的な高度専門教育機関とする」(2001: 63)と明言し、法科大学院の教育力を重視したことから、修業年限の短縮を容易く認めるべき立場にはいない。では何故、改革審議会は年限短縮コースの設置を容認したのであろうか。

この問への回答は、大学の法学部を卒業するメリットを確保しておかなければ法学部が廃れてしまうのではないかと、という大学教員の危機感への配慮だと考えられる。というのも、法科大学院の設置が議題化されたときに、法学部無用論や法学部のリベラルアーツ化を唱える人物が現れたからである。その代表が柳田幸男弁護士である。彼は論文(1998年2月発表)「日本の新しい法曹養成システム—ハーバード・ロースクールの法学教育を念頭に置いて」において、大学院レベルの法学

専門教育機関の設置と、法曹志願者の教養教育を重視する視点から既存の法学部を教養学部化する意義を提唱した(1998)。

後に柳田弁護士案と呼ばれるこのアメリカ型ロースクール構想は、自民党司法制度特別調査会に多大な影響を与え、調査会の報告書(1998年6月16日)の提言、「これからの時代が求める法曹をいかにして養成するかという観点から、大学教育における法学教育の在り方やアメリカ型のロースクール方式の導入」について検討する必要がある、へと繋がった。この報告に基づいて自民党が内閣の諮問機関として司法制度改革審議会を設けたことは、周知の事実である。

しかし、教養学部化によって法学専門教育の講義数が減少すれば、それらの講義を担当してきた教員にとって、専門外の教育を受け持つか、あるいは最悪の場合、失職を意味しかねず、とうてい快諾できるものではなかった。そこで大学側は、法学部の卒業が法科大学院の短縮コースへのパスポートとして価値を持つべく、年限を2年とする法科大学院構想を公表している(法律時報・法学セミナー編集部2000)。そして、この大学側の構想が、司法制度改革審議会の最終報告書の提言に盛り込まれたのであった。

法科大学院に年限2年のコースを設置することは、既存の法学部の存続に役立つかもしれない。しかし他方で、法科大学院の教育の幅と深みを狭める結果を招いた。その上、学位の国際通用性において新たな問題を生み出してしまった。というのも、法科大学院の修了者には「法務博士(専門職)」の学位が授与されるために、法学既習者は大学の法学部4年+法科大学院2年の計6年間の学修で博士の学位を取得できるのだが、恐らく世界的に最短の期間で取得できるこの学位が果たして国際社会で通用するのか疑わしいからである。

それから、既存法学部の存続を目的とした司法制度改革審議会の初期構想の歪みは、設置基準案の作成段階でも見られる。その歪みは、法科大学院の入学者選抜に関する意見書の提言を歪曲することによって生じた。その提言とは、「21世紀の法曹には、経済学や理数系、医学系など他の分野を学んだ者を幅広く受け入れていくことが必要である。社会人等としての経験を積んだ者を含め、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法科大学院には学部段階での専門分野を問わず広く受け入れ、また、社会人などにも広く門戸を開放する必要がある。そのため、法学部以外の学部の出身者や社会人等を一定割合以上入学させるなどの措置を講じるべきである」(2001: 66)である。この提言は、専門職大学院設置基準要綱案の中の一文、「入学者のうち法学部又は法学科その他の法学に関する学部等以外の学部の課程を修了して卒業した者及び社会人が占める割合を三割以上とするよう努めるものとする」として、具体化された。

とはいえこの一文が、司法制度改革審議会の提言の趣旨を正しく反映していないのは明白である。何故なら、極端な例として、入学者全員が法学部を卒業した社会人であっても基準違反にならないからである。あるいは、入学者の7割が法学部の新卒者、残りの3割が法学部を卒業した社会人であっても、一向に構わないことになる。従って、法学部の既卒者で法科大学院が占有されても基準違反にならないという専門職大学院設置基準要綱案の一文は、「学部段階での専門分野を問わず広く受け入れ、また、社会人などにも広く門戸を開放する必要がある」という法科大学院の初期構想と合致しないといえる。

(2) 新規参入を妨げるため

法科大学院の初期構想は、法曹養成において実績の乏しい大学の新規参入を妨げるためにも歪められている。その歪みは、法科大学院の教員審査基準の中にある。前述した司法制度改革審議会の意見書は、教員組織に関して、「法科大学院は、法曹養成に特化して法学教育を高度化し、理論的教育と実務的教育との架橋を図るものであるから、実務家教員の参加が不可欠である。実務家教員としては、狭義の法曹に限らず、適格を有する人材を幅広く求める必要がある」(2001: 68) ことを強調している。この意見に賛同した機関は、弁護士団体の支持・協力の下で団体の会員と教員契約し、法科大学院の設置認可申請を行っている。この申請の期限は2003年6月であったが、その2ヶ月後という不可解な時機に、法科大学院の教員資格にかかわる基準が遅れて公表された。

その審査基準の内容において特に重要と思われるものを抜粋して取り上げることにする。実務家教員は、「法律基本科目や理論的・体系的性質の強い科目を担当する場合、当該科目の学術論文・著作等だけではなく、隣接分野での論文・著作等をも含めて、その担当能力を示す研究業績」の提出を求められた。この要求は、論文執筆活動に全く縁のない純粋な実務家教員を採用する予定だった機関にとって、まさしく『寝耳に水』の話であった。また研究者教員は、「おおむね五年以上の教育経験」と「最近五年間の研究実績」が必須の要件とされた。この基準も、若手教員の採用を決めていた機関に再考を余儀なくさせた。事実、「申請七二大学の内、少なくとも三三大学は、九月末からの約一ヶ月間に五四人以上の教員を他大学から新たにスカウトすることになった」(榎原2004: 81)。換言すれば、法学系教員の大移動が起こったのである。

ただしこの大移動は、多くの場合、水平移動ではなく上昇移動を意味した。村上政博の言葉(2003)を借りれば、「有力な法学部の教官がまず引き抜きの対象になり、教官を引き抜かれた法学部は、他の法学部教官の引き抜きを行った。結果的に、いずれの教官もワンランク上の大学に移ったことが多く、本人にとって満足すべき結果になっている」(2003: 124-5)。この大移動は、教官にとっては満足できる結果であったかもしれないが、序列の下位に属する大学の法科大学院にとっては、既に退官していた老齢の教官で穴を埋めたり、指導担当科目と専門領域の異なる教員を採用したりと、適切な教員を揃えられない悪しき状況を招いた。それどころか、人材難のために法科大学院の設置そのものを断念した機関も、特に地方都市に現れたのである。事実、法科大学院の設置は、三大都市圏(特に東京)に極度に集中している。

(3) 非伝統的大学の法科大学院を排除するため

法科大学院の初期構想は、法曹養成における非伝統的な大学の法科大学院を排除するためにも、歪められた。この歪みは、意見書における法科大学院の教育に関する提言を無視することで生じた。その提言とは、「『点』のみによる選抜ではなく、『プロセス』としての法曹養成制度を新たに整備するという趣旨からすれば、法科大学院の学生が在学期間中その課程の履修に専念できるような仕組みとすることが肝要である。このような観点から、法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課

程を修了した者のうち相当程度（例えば約7～8割）の者が後述する新司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うべきである。厳格な成績評価及び修了認定については、それらの実効性を担保する仕組みを具体的に講じるべきである」（2001: 67）である。

この提言の中でも、特に「相当程度（例えば約7～8割）の者が新司法試験に合格できる」という一文は、大学関係者の注目を最も集めた。というのも、「将来ますます必要とされるであろう法学以外の学問的背景を持つ法曹が増える」（宮澤 2003: 10）と歓迎した者がいた一方で、法学部を持つ大学にとって、司法試験の合格者を出すことが社会一般へのステータス・シンボルとなることから、法科大学院さえ設置すれば、その社会的地位を造作なく得られると皮算用した者も多数いたからである。

2001年の段階で93の大学に設置されていた法学部には、1学年当たり計約45,000人の学生が在籍していた。しかし先述したように、2002年度における司法試験合格者数は僅か1,183名に過ぎず、しかもその合格者の大半は特定大学の出身者であった。この年の合格者数上位5大学は、東京大学（246名）、早稲田大学（185名）、京都大学（110名）、慶應義塾大学（110名）、中央大学（104名）であり、この5大学で全合格者の6割弱を占めた（須網 2003）。その一方で、法学部を持つ大学の約半数は、合格者を1名も産出できなかった。さらにこれらの大学では、開校以来の合格者総数は、皆無も含めて多くても二桁に届かなかったのである（横山 2002）。

それ故に、法科大学院の卒業生の約7割から8割が新司法試験に合格できるという司法制度改革審議会の提言は、法科大学院の設置を動機付ける甘言となった。事実、2004年4月に開校した法科大学院は、予想を遙かに超える68校となった。また、翌年4月に新たに6校の法科大学院が開校し、現在計74校、入学定員は5,825名にまで達した（平林 2005）。仮に、毎年5,000名が法科大学院を卒業するとして、その7割が新司法試験に合格できるのなら、合格者数は計算上3,500名となる。この数字は、合格枠を2010年までに3000名まで増加させるという司法制度改革審議会の初期構想では処理できない。このため、3000名を上限としない合格者枠の早急な拡大が強く望まれた。

ところが法務省は、この要望を無視した素案を2004年10月7日に提出したのである。その素案の基本的な考え方は、亀井尚也（2004）のまとめに従えば、

- ①平成22（2010）年に司法試験の合格者数を3000人に持っていくこと。
- ②旧司法試験はそれまでの移行措置として実施されることから、法科大学院の修了者が出る平成18（2006）年から漸減していく必要がある。
- ③他方で司法修習の受け入れ体制が急に整わない可能性がある。
- ④法科大学院の修了者（＝新司法試験の受験資格者）が次第に増えていく中で、新司法試験の合格率をできる限り平均化する必要がある（この点を重視）。
- ⑤法科大学院の修了後3回の受験資格があるために受験滞留者が出てくることを勘案すると、法科大学院の第3期修了者が受験資格を得る平成20（2008）年から受験者数の母体が安定してくる。したがって、その時の合格率を基準に設計するべきである。
- ⑥①および⑤を前提にすると、受験者数の母体が安定してくる年度における合格率は概ね2割程度となるので、それを前提に設計する（2004: 90）

ということであった。

新司法試験の合格率を2割程度で安定させるべきだというこの素案は、当然ながら法科大学院の関係者・教員・学生に驚きを持って受け止められた。彼らの強い抗議活動によって、後に法務省は2006年度の合格率を5割程度として、その後は3割程度で安定させるという考えに改めたものの、とはいえ依然として、「法科大学院修了者の三分の二の者に直ちに法曹となる途が閉ざされるといふ異常事態に変化はなく、問題解決は先送りされたままであることに相違はない」（浦川 2006: 44）のである。

法科大学院の卒業生の約7割から8割が新司法試験に合格できると信じて、定職を辞し、多額の借金をしてまで法科大学院への進学を選んだ社会人学生にとって、3割という数字は余りにも酷い仕打ちである。ある学生（2005）は、「ここまでリスクが高ければ、奨学金を借りたくても、借りられない。高い学費ともあわせ、経済力のある人しかチャレンジすらできない制度になりかねない」という悲痛な叫び声を上げている（中山、米谷、鈴木 2005: 54）。同様に、赤字覚悟で法科大学院を設置し、背水の陣を張った大学にとっても、致命傷となりかねない酷遇といえる。それどころか、金銭的な不利益を被る団体による民事訴訟に発展しても、不思議ではない問題である。

また、合格率3割程度というのは、東京大学、早稲田大学、京都大学、慶應義塾大学、中央大学、一橋大学などの有名大学にとって、決して低すぎる数字ではない。これらの大学の法科大学院は、卒業生の過半数以上を新司法試験に合格させられるであろう。しかしその一方で、合格者がゼロに近いという法科大学院も現れると予想される。もしそうならば、これらの法科大学院は、死活問題として、自らの教育プログラムを受験対策へとシフトさせることを検討するかもしれない。ただし、それでは今までの予備校と何ら変わらなくなるし、司法制度改革審議会の初期構想とも合致しない。

3. まとめ（法学教育の発展を阻害する人為的壁の撤去を）

本稿は本文において、法科大学院の初期構想が歪められた理由として、①既存法学部を存続させるため、②新規参入を阻害するため、③非伝統大学の法科大学院を排除するため、という3つの視点を提供し、その論証を試みた。この成果を土台に、ここでまとめとして、法学（法曹養成）教育の発展を阻害する人為的壁の撤去の必要性を論じたい。

一つの疑問として、新司法試験を、定められた椅子を奪い合う競争試験から、一定水準に達しているかを計る資格試験に変えることは、そんなにも難しいことなのであろうか。先に引用した法務省の素案は、難しい理由の一つとして、資格試験化して大量の合格者が生み出されても、「司法修習の受け入れ体制が急に整わない可能性がある」と指摘しているが、司法研修所の収容能力（約1500人）に問題の所在があるのであれば、単純に急ぎ拡張すればよいだけである。よって、収容能力の問題は、説得力のある理由にならない。

資格試験化すると法曹の質が落ちるという意見もある（小林 2005）。しかしそれは正しいのか。例えば、法曹と並ぶ伝統的な専門職である医師になるための医師国家試験は資格試験で、合格率

は毎年9割近くに達する。2005年度の場合、受験者8495人中の合格者は7568人で、その合格率は89.1%であった。近年合格率は高水準で推移しているが、医師国家試験改善検討委員会は自らの報告書において、「基本的には適切な問題が出題され、適正な評価がなされている」(2003: 4)と評価した。その一方で、高い合格率が医師の質の低下に直結しているという記述は、どこにも見あたらない。

新司法試験の合格者数の制限が、もし法曹の既得権益の保護を目的としているのならば、それは問題である。本文で前述したように、日本の法曹人口は、他の先進4カ国と比べて、量的に著しく劣っており、法的需要に十分対応できていないのが現状である。法曹人口の漸増を通して、「国民の社会生活上の医師」(司法制度改革審議会 2001: 57)としての法曹の役割を拡充させていくことが、緊切な課題なのである。

新司法試験を資格試験とするためには、全ての法科大学院の教育の質が常に一定以上のレベルに達していることを、厳密な自己評価の開示や認証評価機関の適格認定等を通して、広く世間一般に説明し、社会的合意を得る必要がある。同時に、法科大学院の教育の質を向上させるためには、法学教育の発展を妨げる恐れのある壁の撤去から着手すべきである。従って、司法制度改革審議会の報告書で高唱された法科大学院の理想を再吟味してみるべきだと提案し、本稿の末尾としたい。

【謝辞】

本稿の成果は、宮澤節生教授(大宮法科大学院大学副学長)へのインタビューから受けた、知的な刺激に負うところが大きい。よって、ここに謝意を表したい。

【参考文献】

- 早野貴文(2003)「司法修習の将来—法科大学院制度化の司法修習」『法律時報』75(4): 69-73
- 平林勝政(2005)「法科大学院の現状と課題」『IDE 現代の高等教育民主教育協会誌』466: 25-31
- 広渡清吾(2005)「法科大学院と研究者養成」『IDE 現代の高等教育民主教育協会誌』466: 31-6
- 法律時報・法学セミナー編集部(編)(2000)『シリーズ司法改革 I 法曹養成ロー・スクール構想』日本評論社
- 医師国家試験改善検討委員会(2003)『医師国家試験改善検討委員会報告書』
- 自民党司法制度特別調査会(1998)『自民党司法制度特別調査会報告』
- 亀井尚也(2004)「新旧司法試験合格者数に関する法務省素案の重大な問題点」『法学セミナー』600: 89-93
- 小林哲夫(2005)「合格率八〇パーセントは幻に 法科大学院の『倒産』が始まる」『中央公論』120(3): 176-83
- 宮澤節生・池添徳明(編)(2003)『めざせロースクール, めざせ弁護士』阪急コミュニケーションズ

- 文部科学省（2002）『専門職大学院設置基準要綱案』
- 村上政博（2003）『法科大学院 弁護士が増える，社会が変わる』中公新書
- 中山晋吾，米谷達也，鈴木幹太（2005）「新司法試験合格者数問題で学生と国会議員が意見交換」『法学セミナー』605：54-6
- 榊原秀訓（2004）「法科大学院設置審査手続における問題点」『法律時報』76（3）：80-4
- 司法制度改革審議会（2001）『司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—』
- 須網隆夫（2003）『こうなる法科大学院』学陽書房
- 浦川道太郎（2006）「司法試験合格者数問題」『法律時報』78（2）：44-50
- 柳田幸男（1998）「日本の新しい法曹養成システム（上）ハーバード・ロースクールの法学教育を念頭に置いて」『ジュリスト』1127：111-9，および「日本の新しい法曹養成システム（下）ハーバード・ロースクールの法学教育を念頭に置いて」『ジュリスト』1128：65-70
- 横山晋一郎（2002）「法科大学院の現状と課題」『IDE 現代の高等教育民主教育協会誌』445：58-62

Ideals and Realities of Law Schools in Japan: Artificial Barriers to the Development of Law Education

Masahiro TANAKA*

In April 2004, a new system of professional Japanese law schools that focused mainly on the training of those in the legal profession (a generic term for the judge, public prosecutors, and lawyers) was introduced. The introduction of this new system has been regarded as a drastic reform in the legal training system since the end of the Second World War. Unfortunately, however, various problems have arisen within merely a few years of the introduction of the law school system.

The purpose of this paper is to provide a comprehensive description of these problems. It presents the following argument. As a result of the conflicts between the ideals and realities of law schools, many institutions that initially attempted to follow ideal plans for these schools are now threatened by the crises of their own existence. This conflict originates from the various tactics that are being employed to protect the vested interests of the existing law faculties, especially those at elite universities that are involved in the training of legal professionals.

This paper is divided into the following three sections: (1) the old legal training systems, (2) the ideals and realities of law schools, and (3) the conclusion as well as a suggestion to eliminate the artificial barriers to the development of law education.

* COE Research Fellow, R. I. H. E., Hiroshima University